



国民健康保険に加入されている方は、 8月から国民健康保険被保険者証が切り替わります

被保険者証の更新は8月1日です。7月末日までに新しい被保険者証（空色）を送付しますので、8月から医療機関等の窓口で提示してください。

特定記録郵便でお届けします ※保険税が未納の世帯には別途通知します。

世帯全員分をまとめて世帯主宛に郵送します。また、次のものを同封していますので、必要に応じてご使用ください。

- 「ジェネリック医薬品（後発医薬品）希望シール」
- 「被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄の保護シール」
- 小冊子「国保がある生活」

満70歳になられる方へ

満70歳になる方には、誕生月の翌月（1日生まれの方は、誕生月）から「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が新たに交付されます。

【例】8月1日に生まれた方 ➡ 8月から該当 8月2日～31日に生まれた方 ➡ 9月から該当

一部負担金の割合は、2割負担となります。ただし、現役並み所得のある世帯の方は3割となります。令和5年中の所得により、一部負担金の割合を判定します。

有効期限 令和7年7月31日まで

※ただし満70歳になる方は、誕生月の月末まで。 満75歳になる方は、誕生日の前日まで。

転出後も引き続き、たつの市の国民健康保険に加入する学生、施設入所者等の方へ

大学・専門学校、施設入所等で市外へ転出し親元等を離れて生活する方で、たつの市の国民健康保険に引き続き加入する方は申請が必要です。既に申請されている方も、被保険者証の更新に併せて再度申請が必要です。

申請に必要なもの

- 学生証の写しまたは在学証明書（学生のみ）
 - 施設入所等の証明書（施設入所者のみ）
 - マイナンバーが分かるもの
 - マイナンバーカード等の顔写真入りの身分証明書
- ※既に申請されている方で、申請後転居等により住所変更されている方は、住民票が必要です。

保険証とマイナンバーカードの一体化について

保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、**令和6年12月2日以降、現行の保険証が廃止されます。**なお、12月2日時点でお手元にある有効な保険証は、保険証に記載されている有効期限までは使用することができます。

ただし、廃止日以降に保険証の記載事項（氏名、住所等）に変更が生じた場合は、有効期限を待たずに変更日から使用できなくなります。

また、**保険証廃止後も社会保険や国保組合の資格を取得された場合は、窓口にて国民健康保険脱退手続きが必要です。**自動的に資格は喪失されませんのでご注意ください。なお、保険証廃止日以降、有効な保険証をお持ちの方には、有効期限が切れるタイミングでマイナンバーカードの取得・利用状況に応じた資格確認書等を交付します。

- ▶ 国保医療年金課（☎64・3149）、**新**地域振興課（☎75・0253）、**旧**地域振興課（☎72・2523）
- 旧**地域振興課（☎322・1451）



困ったときはご相談ください ふくし総合相談窓口

ふくし総合相談窓口は、年齢や内容を問わず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談に応じ、市役所内外の関係機関と連携して、一緒に困りごとの解決を行います。

相談件数（令和5年度） 259人（延べ2,077件）

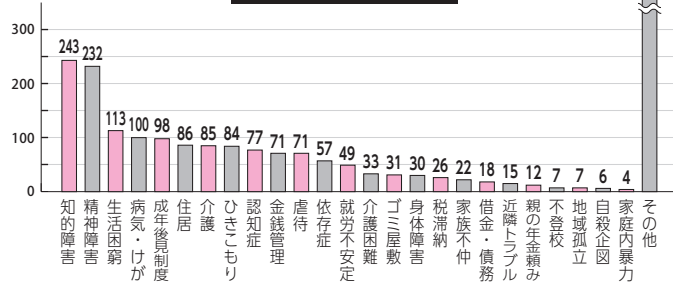
相談者は、子どもから高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

【相談例】

- 介護が必要な高齢者と、ひきこもりの子どもの世帯の生活の相談
- 障害があり生活困窮している世帯の生活の相談

福祉に関する相談先に迷った場合は、ふくし総合相談窓口（地域包括支援課内）にご相談ください。

相談内容内訳



▶ 地域包括支援課（☎64・3270）



介護保険料について

介護保険とは 介護保険は、介護を必要とする方を社会全体で支え合う制度です。介護保険を利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。（要介護認定を受けた方は、利用料の1～3割（利用限度額内）で介護サービスを利用できます）

また、介護保険料は、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となっていますので、保険料の納付についてご理解をお願いします。

介護保険料の納付について

40歳～64歳の方 加入している医療保険によって、納め方が異なります。

- ・国民健康保険に加入している方：国民健康保険税の中に介護保険分が含まれており、世帯主の方が納めます。
- ・職場の医療保険に加入している方：給与および賞与から徴収されます。40～64歳の被扶養者の方は、介護保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の方 医療保険料の中に介護保険料が含まれなくなりますので、医療保険料とは別に介護保険料を納めていただきます。

介護保険料の料金について 介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。たつの市では、ご本人の所得や世帯の状況を考慮し、65歳以上の方の介護保険料を1～13の段階に分けて設定しています。

所得段階	保険料率	介護保険料 (年額)	対象者の内容
第1段階	基準額×0.285	19,494円	・生活保護被保護者 ・市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、 公的年金等収入額＋年金以外の合計所得金額≤80万円
第2段階	基準額×0.485	33,174円	世帯全員が市民税非課税で、 公的年金等収入額＋年金以外の合計所得金額≤120万円
第3段階	基準額×0.685	46,854円	世帯全員が市民税非課税（上記以外の方）
第4段階	基準額×0.9	61,560円	本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、 公的年金等収入額＋年金以外の合計所得金額≤80万円
第5段階	基準額	68,400円	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方（上記以外の方）
第6段階	基準額×1.2	82,080円	本人が市民税課税（合計所得金額が120万円未満）
第7段階	基準額×1.3	88,920円	本人が市民税課税（合計所得金額が120万円以上210万円未満）
第8段階	基準額×1.5	102,600円	本人が市民税課税（合計所得金額が210万円以上320万円未満）
第9段階	基準額×1.7	116,280円	本人が市民税課税（合計所得金額が320万円以上420万円未満）
第10段階	基準額×1.9	129,960円	本人が市民税課税（合計所得金額が420万円以上520万円未満）
第11段階	基準額×2.1	143,640円	本人が市民税課税（合計所得金額が520万円以上620万円未満）
第12段階	基準額×2.3	157,320円	本人が市民税課税（合計所得金額が620万円以上720万円未満）
第13段階	基準額×2.4	164,160円	本人が市民税課税（合計所得金額が720万円以上）

保険料を滞納すると 特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割（負担割合証に記載された割合が3割である場合は4割）になる措置がとられます。

- ▶ 高年福祉課（☎64・3155）、**新**地域振興課（☎75・0253）、**旧**地域振興課（☎72・2523）
- 旧**地域振興課（☎322・1451）